

# 三重ビジネス倶楽部 会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この会は、「三重ビジネス倶楽部」（以下「本会」という。）と称する。

### 第2条（事務局）

本会の事務局は、津市一身田中野57-1に置く。

## 第2章 目的及び活動

### 第3条（目的）

本会は、会員の自主的な運営の基、会員相互の情報交換及び交流を図ることにより、会員企業の事業体質強化及び人脈拡大を促進させ、延いては地域経済を活性化させると共に、社会福祉に貢献することを目的とする。

### 第4条（活動）

本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 会員間におけるビジネスに関する情報交換及び交流の場を提供するため例会を開催する。
- 2 会員企業の事業体質強化を促進させるため、販売協力、支援、提携、調査研究等に関する情報を提供する。
- 3 会員間の人脈拡大を促進させるための情報を提供する。
- 4 本会の発展に資するイベントの企画及び運用のサポートを行う。
- 5 会員間の取引が推進するための情報を提供する。

## 第3章 会員

### 第5条（会員の種別）

本会の会員の種別は次の2種類とする。

- 1 正会員 この会の目的に賛同して入会した者
- 2 準会員 この会の活動に賛助するために入会した者

### 第6条（会員の資格）

本会の会員たる資格を有する者は次のとおりとする。

ただし、政治的、宗教的な活動が目的である者、マルチ商法等の行為者ならびに法令に抵触

する可能性のある者を除く。

- 1 正会員 本会の目的及び活動に賛同する者で、三重県内に本社・事業所を置く経営者
- 2 準会員 本会の目的及び活動に賛助する者

#### 第7条（会員資格の取得）

- 1 本会の会員になろうとする者は、会員資格を有する者2名の推薦を得た後、本会对し申込手続きを行い、世話人会の承認を受けなければならない。
- 2 正会員の登録は同一企業につき2名以内とし、経営者又は経営者に準ずる者とする。
- 3 準会員の登録は同一企業につき5名以内とする。

#### 第8条（会員の権利義務）

会員は、次の権利を有し、義務を負うものとする。なお、会員間における直接の取引等に関してはすべて会員の自己責任にて行うものとする。（三重ビジネス倶楽部は一切関知しない）

- 1 会員は本会の活動につき、便宜（自社の PR、宣伝物の配布、商品等の展示）を受ける権利を有する。
- 2 会員は本会の運営活動に参加する権利を有する。
- 3 会員は本会の運営活動に積極的に参画する義務を負う。
- 4 会員は本会則及びその他の規則並びに総会の決議に従う義務を負う。
- 5 正会員は原則として例会に出席しなければならない。

#### 第9条（資格の喪失）

- 1 会員は本会を退会する意思を表明することにより、その資格を失う。
- 2 会員が次の各号の1つ以上に該当する場合には、世話人会の決議によりその資格を失う。ただし、この場合本人に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 諸会費を納めない場合。
  - (2) 例会に連続3回以上無断欠席の場合。ただし準会員はこの限りでない。
  - (3) 例会に1年（12ヶ月）のうち過半数に出席が満たない企業の場合。（累計7回以上）ただし準会員はこの限りではない。
  - (4) 第6条に掲げる資格要件を満たさなくなった場合。
  - (5) 本会及び会員の名誉を傷つけ多大なる迷惑をかけ社会常識を逸脱した場合。
  - (6) 本会の目的、活動に著しく違反した場合。
- 3 前項3号に掲げる例会出席回数については、各自所属する委員会の出席をもって代えることができる。ただし、その上限は3回までとする。
- 4 資格喪失要件を満たしている場合でも特段の猶予を世話人会で認められた場合はその限りでない。

#### 第10条（会員の個人情報）

- 1 本会員の登録された情報は、事務局及び運営委員会で厳重に管理するものとする。
- 2 会員の個人情報は会員本人の了解無しでは公開せず、また会員は他会員の個人情報を他に提供してはならない。

## 第4章 世話人

### 第11条（世話人の種類）

本会に次の世話人を置く。

- |          |                |
|----------|----------------|
| 1 代表世話人  | 1名             |
| 2 副代表世話人 | 5名             |
| 3 世話人    | 5名以上           |
| 4 会計担当者  | 2名以内           |
| 5 監査人    | 1名を会員の中から決定する。 |

### 第12条（世話人の選任）

世話人及び会計・監査は、総会において会員のうちからこれを選任する。

### 第13条（世話人の職務）

- 1 本会は「会員全員での運営」を原則とするが、依頼された世話人で構成する世話人会が中心となり、総会で決議された活動の運営にあたる。
- 2 代表世話人は、世話人会の命を受け本会の運営を指揮し、運営に関する業務については副代表世話人、世話人及び会員とこれを分担する。
- 3 会計担当者は、本会の財務につき世話人会の決議を経て定められた方法によりこれを管理する。
- 4 監査人は、本会の事業報告書及び収支決算書の監査を行う。

### 第14条（世話人の任期）

- 1 世話人の任期は原則として1年とする。ただし再選を妨げない。
- 2 増員又は補欠に選任された世話人の任期はそれぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
- 3 世話人はその期間が満了した後においても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

### 第15条（世話人の解任）

本会の世話人に、各種法律に抵触する違法な行為、その他世話人としてふさわしくない行為があった場合、及び第9条により会員の資格を喪失したときは総会の決議によりその委員を解任することができる。

### 第16条（役員・会員の報酬）

世話人及び会員は本会の運営に対する活動は無報酬とする。

ただし、世話人会の承認を得られた費用は、決定された金額を支払うものとする。

## 第5章 各同好会、顧問

### 第17条（同好会、委員会）

- 1 本会の活動を分担するため、必要に応じ同好会ならびに委員会を設けることができる。
- 2 各同好会は同好委員会の推薦により決定する。
- 3 各委員会の設置、委員の選任方法については細則に定める。

### 第18条（相談役・顧問）

- 1 本会に相談役・顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は世話人会の推薦により置く。
- 3 顧問は本会の活動運営上の重要な事項について運営委員会の諮問に応ずる。

## 第6章 総会

### 第19条（総会）

- 1 総会は通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。
- 2 総会の議長は世話人の互選により選出する。

### 第20条（総会の開催及び招集）

- 1 通常総会は毎年1回活動年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は世話人会の決議による他、代表世話人が必要と認めたとき開催する。
- 3 総会は開催の日から少なくとも5日前に会議の目的たる事項、日時、および場所を記載した文を發して招集する。ただし、代表世話人がやむを得ないと認めたときは便宜の方法をもってこれに代えることができる。

### 第21条（会員の表決権）

- 1 会員は各1個の表決権を有し、これを行使するため総会に出席することができる。
- 2 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員、または議長に委任することができる。

### 第22条（総会の議事）

- 1 総会は全会員総数の半数以上の出席（委任状を含む）により成立する。
- 2 総会の議事はこの会則に別段の定めがある場合を除き、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 第23条（総会の付議事項）

総会はこの会則に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 1 活動報告及び活動計画

- 2 決算及び収入支出予算
- 3 運営委員会において総会に付議すべきことを決議した事項。
- 4 その他、代表世話人が必要と認めて付議した事項。

## **第7章 資産**

### **第24条（資産の構成）**

- 1 本会の運営費は次の各項に掲げるものにより構成される。
  - (1) 会員からの運営拠出金
  - (2) 会員からの会費
  - (3) 活動にともなう収入
  - (4) 各種補助金
  - (5) その他の収入
- 2 既納の諸会費の金品は原則としてこれを返還しない。

### **第25条（収支予算、収支決算等）**

本会の収入・支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに総会の承認を受けなければならない。

### **第26条（活動年度）**

本会の活動年度は毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

## **第8章 規則の変更及び解散**

### **第27条（会則の変更及び解散）**

- 1 この会則の変更及び解散は総会において会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により変更及び解散することができる。
- 2 会員企業数が連続6ヶ月以上10企業以下となった場合は、運営委員会と事務局長にて存続の可否を決定し総会に図る。

## **第9章 友好倶楽部**

### **第28条（友好倶楽部の定義）**

- 1 本会は、倶楽部間及びその会員から更なる発展、相互理解、連携を目指す目的で、三重県外に発足しているビジネス倶楽部との間で、友好倶楽部協定を締結することができる。
- 2 友好協定を締結した各地ビジネス倶楽部を「友好倶楽部」とする。

## 第29条（友好倶楽部間での交流）

友好倶楽部間においては、会員が相互に総会、例会（以下併せて「例会等」という。）への参加により交流を図り、人脈形成、情報交換を行うことができる。ただし、例会等への参加費用については訪問先友好倶楽部の会則に従うものとする。

# 第10章 雑則

## 第30条（細則）

この会則の施行に必要な細則は世話人会の決議を経て別に定める。

## 第31条（会費について）

- 1 正会員年会費は、1企業 月1,000円とし年間12,000円と感謝祭負担金として入会月に関わらず20,000円、合計32,000円とする。（年会費はいかなる場合も返金しない。）
- 2 準会員年会費は、1企業 月3,000円とし年間36,000円と感謝祭負担金として入会月に関わらず20,000円、合計56,000円とする。（年会費はいかなる場合も返金しない。）
- 3 支払方法については年度一括払いとし、本会が指定する口座に振込むこととする。

## 第32条（例会について）

- 1 例会の開催は、原則第3水曜日（休日・祭日の場合は翌日に変更）とする。なお、同月中に複数回の開催が必要な場合は、開催日を別に定める。
- 2 例会の会費は、昼例会2,000円、夜例会5,000円とする。ただし、会場によってはこの限りでない。

## 附則

- 1 この会則は、平成29年5月25日より実施する。
- 2 平成30年7月1日一部改正施行する。